

島原地域広域市町村圏組合消防署の組織等に関する規程

昭和62年3月23日消本訓令第1号

改正 平成4年3月31日消本訓令第1号 平成9年3月31日消本訓令第1号
平成15年3月26日消本訓令第1号 平成18年3月27日消本訓令第1号
平成19年10月19日消本訓令第2号 平成23年3月28日消本訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合島原消防署及び南島原消防署（以下これらを「署」という。）の組織等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(署長及び副署長)

第2条 署に署長を置き、消防司令長をもってあてる。

- 2 消防長が必要と認めるときは、署に副署長を置くことができる。
- 3 副署長には消防司令をもってあてる。
- 4 署長は、消防長の命を受け、署の事務を統括し、所属署員を指揮監督する。
- 5 副署長は、署長を補佐するとともに、上司の命を受け署の事務を掌理し、所属署員を指揮監督する。

(署長の代理)

第3条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、副署長がその職務を代理する。

ただし、重要又は異例に属するものについては、消防長の指揮を受けなければならない。

- 2 前項の規定により代理をした場合は、当該期間中に処理した事案については、速やかに署長に報告しなければならない。

(課及び係の設置)

第4条 署に次の課及び係を置く。

署の区分	課	係
島原消防署	消防1課	庶務係、警防係、予防係、救急係
	消防2課	庶務係、警防係、予防係、救急係
南島原消防署	消防1課	消防係、予防係、救急係
	消防2課	消防係、予防係、救急係

(職制)

第5条 課に課長、係に係長を置く。

- 2 消防長が必要と認めるときは、課に課長補佐、係に主任を置くことができる。
- 3 課長には消防司令を、課長補佐及び係長には消防司令補を、主任には消防士長をもってあてる。

(分署の設置)

第6条 署の事務の一部を分担させるため、その管轄区域内に分署を置く。

- 2 分署の名称及び位置は、[別表第1](#)のとおりとする。
- 3 分署に消防1係及び消防2係を置く。
- 4 分署に分署長、係に係長を置く。
- 5 消防長が必要と認めたときは、分署に副分署長、係に主任を置くことができる。
- 6 分署長には消防司令を、副分署長及び係長には消防司令補を、主任には消防士長をもつてあてる。

(課長等の職務)

第7条 課長及び分署長は、上司の命を受け、課及び分署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐及び副分署長は、課長及び分署長を補佐するとともに、上司の命を受け所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 係長は、上司の命を受け係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 主任は、上司の命を受け担当事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

(消防隊の編成)

第8条 署に消防隊（以下「隊」という。）を置く。

- 2 隊は、中隊及び所要の小隊をもつて編成し、その名称、設置場所及び担当区域は[別表第2](#)のとおりとする。
- 3 隊は、水火災等の災害の予防、警戒及び鎮圧並びに人命の救助及び傷病者の救急その他の署の事務に従事する。

(隊長等)

第9条 隊に大隊長を置き、署長をもつてあてる。

- 2 消防長が必要と認めたときは、隊に副大隊長を置き、副署長をもつてあてる。
- 3 中隊に中隊長を置き、中隊長には課長及び分署長をもつてあてる。
- 4 消防長が必要と認めたときは、中隊に副中隊長を置き、副中隊長には課長補佐及び副分署長をもつてあてる。
- 5 小隊に小隊長及び分隊長その他所要の隊員を置き、小隊長には係長を、分隊長には主任又は消防士長をもつてあてる。ただし、消防長が必要と認めたときは、分隊長に消防副士長をあてることができる。
- 6 大隊長は、消防長の指揮を受け隊の事務を統括し、隊員を指揮監督する。
- 7 副大隊長は、大隊長を補佐するとともに、上司の命を受け隊の事務を掌理し、大隊長不在のときはその職務を代理する。
- 8 中隊長は、上司の命を受け中隊の事務を掌理し、所属の隊員を指揮監督する。
- 9 副中隊長は、中隊長を補佐するとともに、上司の命を受け隊の事務を掌理し、中隊長

不在のときはその職務を代行する。

10 小隊長は、上司の命を受け小隊の事務を掌理し、所属の隊員を指揮監督するとともに、中隊長及び副中隊長ともに不在のときはその職務を代理する。

11 分隊長は、上司の命を受け分隊の事務を掌理し、所属の隊員を指揮監督するとともに、小隊長不在のときは分隊長のうち先任者がその職務を代理する。

(分掌事務)

第10条 署の係の分掌事務は、別表第3のとおりとする。この場合において、南島原消防署における分掌事務は、消防係が同表の庶務係及び警防係の項に定める分掌事務とする。

2 分署の消防係の分掌事務は、前項に定める各係の分掌事務のうち、当該分署の担当区域内における事務とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、消防署の組織に関し必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日消本訓令第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日消本訓令第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる係、隊及び出張所に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる係、隊及び分署に勤務を命ぜられたものとする。この場合において、隊長の職を命ぜられている者は、次席及び当該中隊の中隊長の職を、出張所長の職を命ぜられている者は、当該分署の分署長及び当該中隊の中隊長の職を、係長及び副隊長の職を命ぜられている者は、当該署の係長及び当該中隊の小隊長の職を、主任又は副所長の職を命ぜられている者は、当該署又は分署の主任及び当該中隊の分隊長の職を、分隊長の職を命ぜられている者は、当該中隊の分隊長の職を命ぜられたものとする。

消防1係 予防1係 救急1係	} 及び甲隊	庶務係 予防係 救急係	} 及び第1中隊
消防2係 予防2係 救急2係	} 及び乙隊	庶務係 予防係 救急係	} 及び第2中隊

北 出 張 所	北 分 署 及 び 北 中 隊
布 津 出 張 所	布 津 分 署 及 び 布 津 中 隊
南 出 張 所	南 分 署 及 び 南 中 隊
有 馬 出 張 所	有 馬 分 署 及 び 有 馬 中 隊
口 之 津 出 張 所	口 之 津 分 署 及 び 口 之 津 中 隊

(島原地域広域市町村圏組合消防署救急業務規程の一部改正)

- 3 島原地域広域市町村圏組合消防署救急業務規程（昭和47年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防安全管理規程の一部改正)

- 4 島原地域広域市町村圏組合消防安全管理規程（昭和60年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合無線局管理規程の一部を改正)

- 5 島原地域広域市町村圏組合無線局管理規程（昭和61年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合火災予防関係事務処理規程の一部改正)

- 6 島原地域広域市町村圏組合火災予防関係事務処理規程（平成7年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合火災予防査察に関する規程の一部改正)

- 7 島原地域広域市町村圏組合火災予防査察に関する規程（平成7年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防吏員任用規程の一部改正)

- 8 島原地域広域市町村圏組合消防吏員任用規程（平成8年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防表彰要綱の一部改正)

- 9 島原地域広域市町村圏組合消防表彰要綱（昭和51年島原地域広域市町村圏組合消本告示第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防吏員給与品支給事務処理要綱の一部改正)

- 10 島原地域広域市町村圏組合消防吏員給与品支給事務処理要綱（昭和54年消防本部告示

第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防における訓練時安全管理要綱の一部改正)

- 11 島原地域広域市町村圏組合消防における訓練時安全管理要綱(昭和60年島原地域広域市町村圏組合消本告示第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合衛生管理規程の一部改正)

- 12 島原地域広域市町村圏組合衛生管理規程(昭和59年島原地域広域市町村圏組合訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合火災調査規程の一部改正)

- 13 島原地域広域市町村圏組合火災調査規程(平成6年消本訓令第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

附 則(平成15年3月26日消本訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合消防本部並びに消防署処務規程の一部改正)

- 2 島原地域広域市町村圏組合消防本部並びに消防署処務規程(昭和62年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合無線局管理規程の一部改正)

- 3 島原地域広域市町村圏組合無線局管理規程(昭和61年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島原地域広域市町村圏組合消防表彰要綱の一部改正)

- 4 島原地域広域市町村圏組合消防表彰要綱規程(昭和51年島原地域広域市町村圏組合消本告示第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

附 則(平成18年3月27日消本訓令第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日消本訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日消本訓令第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条第2項関係)

分署の名称	位置
島原消防署北分署	雲仙市国見町神代己111番地3
南島原消防署布津分署	南島原市布津町丙2812番地1
南島原消防署有馬分署	南島原市南有馬町戊447番地1
南島原消防署口之津分署	南島原市口之津町丙2093番地7

別表第2 (第8条第2項関係)

区分	中 隊		小 隊	担 当 区 域
	名 称	設 置 場 所	名 称	
島原消防署消防隊	第1中隊	本署	第1小隊 第2小隊 救助小隊 救急小隊	島原市
	第2中隊		第1小隊 第2小隊 救助小隊 救急小隊	
	北中隊	北分署	第1小隊 (救急兼務) 第2小隊 (救急兼務)	雲仙市瑞穂町 雲仙市国見町
南島原消防署消防隊	第1中隊	本署	第1小隊 第2小隊 (救助兼務) 救急小隊	南島原市有家町 南島原市西有家町
	第2中隊		第1小隊 第2小隊 (救助兼務) 救急小隊	
	布津中隊	布津分署	第1小隊 (救急兼務) 第2小隊 (救急兼務)	南島原市深江町 南島原市布津町
	有馬中隊	有馬分署	第1小隊 (救急兼務) 第2小隊 (救急兼務)	南島原市北有馬町 南島原市南有馬町
	口之津中隊	口之津分署	第1小隊 (救急兼務) 第2小隊 (救急兼務)	南島原市口之津町 南島原市加津佐町

別表第3 (第10条第1項関係)

係	事 務 分 掌
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 文書の収発及び整理保存に関する事。 (2) 物品の出納、保管に関する事。 (3) 所管の施設及び備品の整備保全に関する事。 (4) 署員の服務教養に関する事。 (5) 署員の休日勤務、時間外勤務等の記録報告に関する事。 (6) 署員の安全衛生に関する事。 (7) 署員の給貸与品に関する事。 (8) 分署との連絡調整に関する事。 (9) 署内の庶務に関する事。 (10) 他の係の主管に属さない事務に関する事。
警防係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水火震災その他の災害の予防警戒及び鎮圧に関する事。 (2) 救急及び救助活動に関する事。 (3) 消防隊業務の実施計画に関する事。 (4) 消防隊員の教養訓練に関する事。 (5) 各種災害の防ぎよ計画及び調査に関する事。 (6) 消防地理及び水利の調査保全に関する事。 (7) 車両及び消防機械器具の整備保全に関する事。 (8) 署員の非常招集に関する事。 (9) 消防気象その他の災害の情報連絡に関する事。 (10) 消防通信の運用に関する事。 (11) 消防団の訓練指導に関する事。 (12) 民間防火組織及び自衛消防隊の指導育成に関する事。 (13) 火災その他災害時の出動報告及び処理に関する事。 (14) 緊急消防援助隊の活動及び訓練に関する事。 (16) その他消防の現場活動に関する事。
予防係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防火対象物の立入検査及び指導に関する事。 (2) 法令に基づく火災予防関係各種届出に関する事。 (3) 火災の原因及び損害の調査に関する事。 (4) 火災予防運動に関する事。 (5) 予防広報に関する事。 (6) 住宅防火に関する事。 (7) 防火相談に関する事。 (8) 少量危険物、指定可燃物に関する事。 (9) 予防統計に関する事。
救急係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 救急及び救助業務に関する事。 (2) 救急救助の計画及び運用に関する事。 (3) 救急隊員及び救助隊員の教養訓練に関する事。 (4) 救急救助技術の研究及び指導に関する事。 (5) 応急手当の普及及び講習に関する事。 (6) 救急救助機器の整備保全に関する事。 (7) 救急救助統計に関する事。